

熊本県公報

第 1 1 5 0 9 号
平成 19 年 2 月 2 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 県有林素材生産事業による素材売払代金に係る徴収事務委託……………(森林整備課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 指定介護サービス事業所の指定……………(") 1
- 道路の区域決定……………(道路保全課) 2
- 道路の区域変更……………(") 2
- "……………(") 2
- "……………(") 3

公 告

- 熊本県庁舎設備保全業務委託……………(管 財 課) 3

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会 Web ページ作成業務の一般競争入札……………(教育政策課) 6
- 第 5 回熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の開催……………(障害者支援総室) 7

告 示

熊本県告示第 89 号
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託することとしたので、告示する。
平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
県有林素材生産事業による素材売払代金に係る徴収事務
- 2 委託の相手方
熊本県熊本市新屋敷一丁目 5 番 4 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成 19 年 1 月 17 日から平成 19 年 3 月 26 日まで

熊本県告示第 90 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 番地 10	株式会社優愛らいふ・ケア	平成 19 年 1 月 24 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 番地 10	株式会社優愛らいふ・ケア	平成 19 年 1 月 24 日

熊本県告示第 91 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 番地 10	株式会社優愛らいふ・ケア	平成 19 年 1 月 24 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 番地 10	株式会社優愛らいふ・ケア	平成 19 年 1 月 24 日

熊本県告示第 92 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を決定する区間等

道路の種類	路線名	区域を決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	新八代停車場線	八代市上日置町字八坪 4475 番 地先から 同市千丁町新牟田字折地 1644 番 1 地先まで	15.8 ～ 55.2	2805.9	緊道整

2 区域を決定する期日 平成 19 年 2 月 2 日

熊本県告示第 93 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387 号	阿蘇郡小国町大字北里字下堀田 同 所	前	34.0 ～ 59.0	19.0	廃道処分
			後	33.0 ～ 52.0	19.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 2 日

熊本県告示第 94 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	新合高浜 港線	天草市河浦町河浦字焼野 1122 番 3 地先から 同 所 1122 番 3 地先まで	前	4.0 ～ 5.5	48.5	単 防 災
			後	5.5 ～ 13.5	48.5	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 2 日

熊本県告示第 95 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	託麻北部 線	熊本市石原町 109 番 8 地先から 同市龍田町弓削字下鶴屋敷 315 番 地先まで	前	4.5 ～ 32.4	864.9	単 道 改
			後	4.5 ～ 32.4	864.9	
				8.0 ～ 38.0	871.6	
				11.0 ～ 66.0	976.5	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 2 日

公 告

熊本県公告第 111 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県庁舎設備保全業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県庁舎設備保全業務委託に要する費用とする。

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- オ 入札の回数は、2回までとする。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として、営業種目「業務委託（4）建物設備管理①設備機器運転監視」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去3箇年の間に延床面積35,000平方メートル以上の官公庁（公団、公社等を含む。）の建物の設備保全業務の受託実績がある者
- (6) 過去3箇年の間に契約電力1,500キロワット以上の受変電設備を有する建物の設備保全業務の受託実績がある者
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生総合管理業（建築物環境衛生一般管理業を含む。）の登録をした者
- (8) 平成19年1月1日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年2月2日（金）から平成19年2月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成19年2月2日（金）から平成19年2月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書交付の期間及び場所
ア 期間
平成 19 年 2 月 23 日 (金) から平成 19 年 3 月 8 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 3 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 13 階予備室 2
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 8 日 (木) 午後 5 時までには必着するよう、郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額 (現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。) を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格の有無
有
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額 (現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。) を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

- 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県教育委員会公告第 2 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 2 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県教育委員会 Web ページ作成業務
 - (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
 - (3) 委託期間
平成 19 年 2 月 16 日から平成 19 年 3 月 26 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県教育委員会 Web ページ作成業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務（ホームページ制作・維持管理）に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2674
- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 2 月 2 日（金）から平成 19 年 2 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 交付場所
3 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 19 年 2 月 13 日（火）午前 10 時 30 分
 - イ 場所 熊本県庁新館 8 階第 803 会議室
 - (4) 入札書の提出方法
4 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 5 その他
 - (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の
- (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会公告第 4 号

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 2 月 2 日

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会

- 開催日時
平成 19 年 2 月 9 日（金）
午前 10 時から午前 12 時まで
- 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 議題
こころの医療センターの経営の方向性について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室施設・指導班）

（電話 096-333-2236）